省　令

○厚生労働省令第三十三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条第二項第七号及び第五十条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日　　厚生労働大臣　長妻　昭

年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　中期目標の期間を超える債務負担

第十一条の次に次の一条を加える。

（損益計算書の様式）

第十一条の二　管理運用法人に係る損益計算書は、別紙様式により作成しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十一条の二の規定は、年金積立金管理運用独立行政法人の平成二十二年四月一日に始まる事業年度に係る会計から適用する。

別紙様式（第十一条の二関係）

損　益　計　算　書

（　　年　月　日　～　　年　月　日）

（単位：円）

経常収益		
資産運用損益		×××
・・・		×××
雑益		×××
経常収益合計		×××
経常費用		
資産運用業務費		
運用諸費	×××	
給与手当	×××	
法定福利費	×××	
賞与引当金繰入額	×××	
退職給付費用	×××	
貸借料	×××	
減価償却費	×××	
借入金利息	×××	
・・・	×××	×××
一般管理費		
役員報酬	×××	
給与手当	×××	
法定福利費	×××	
賞与引当金繰入額	×××	
退職給付費用	×××	
賃貸料	×××	
減価償却費	×××	
・・・	×××	
その他の一般管理費	×××	×××
雑損		×××
経常費用合計		×××
経常利益（又は経常損失）		×××
臨時利益		
固定資産売却益		×××
・・・		××× ×××
臨時損失		
固定資産除却損		×××
・・・		××× ×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××
当期総利益（又は当期総損失）		×××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

2　平成11年４月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準に基づき、必要な会計情報を注記すること。

告　示

○厚生労働省告示第百二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の三第一項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

平成二十二年三月二十六日　　厚生労働大臣　長妻　昭

通し番号	名称	整理番号
18355	亜塩素酸	1―(3)―371
18356	アクリルアミド・［3―（アクリルアミド）プロピル］トリメチルアンモニウム＝クロリド共重合物	9―2306
18357	アクリルアミド・*N*―［3―（トリエトキシシリル）プロピル］アクリルアミド共重合物	9―2307